

議第108号 呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されたこと等に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものです。

2 会計年度任用職員制度に係る地方公務員法及び地方自治法の一部改正の内容

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進することを目的とし、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るため、地方公務員法が一部改正されるとともに、会計年度任用職員に対する給付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により規定が整備されました。

(1) 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

ア 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

(ア) 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、特別職の範囲が、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う職」に厳格化されました。

(イ) 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度ですが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象が、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化されました。

イ 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化することとされました。

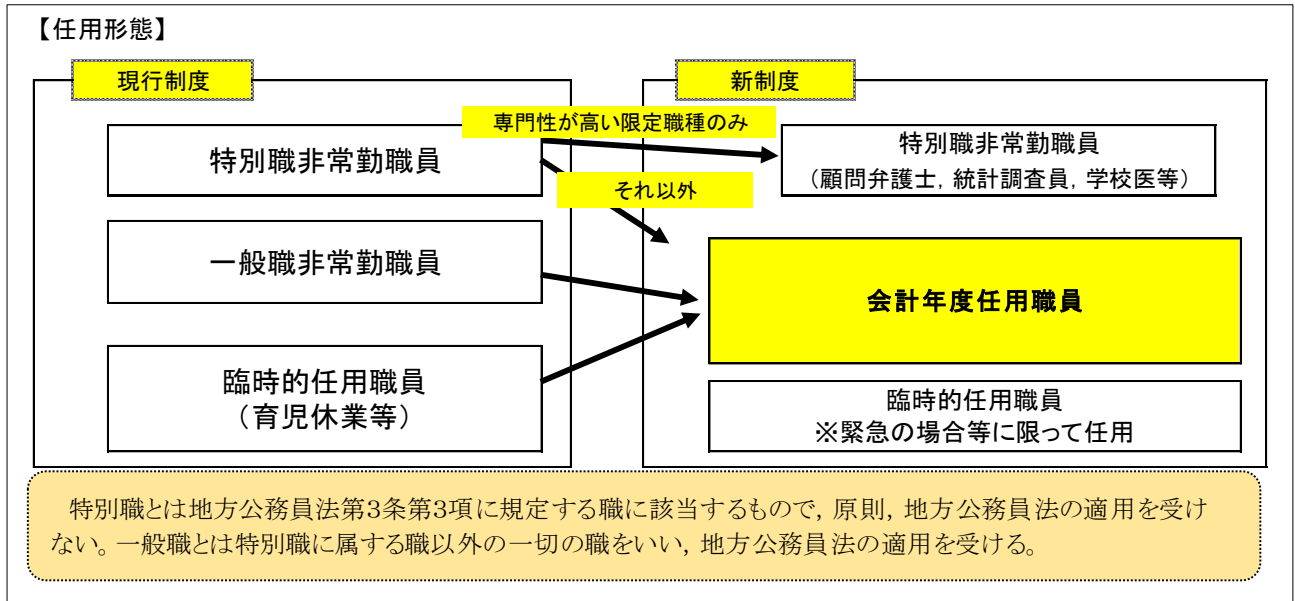
【会計年度任用職員とは】

会計年度任用職員とは、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める一般職の職員をいいます。

(2) 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されました。

【参考】法改正に伴う制度移行のイメージ



3 条例の主な内容

(1) 基本報酬

呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）の給料及び地域手当を基礎として、業務内容及び勤務時間を考慮し、月額、日額、時間額として規則で定める基準に従い任命権者が決定します。

(2) 期末手当

この条例等で定める支給基準により、6月1日又は12月1日に在職する任期の定めが6月以上の会計年度任用職員に対して期末手当を支給します。

(3) 費用弁償

通勤に要する費用及び公務のための旅行に係る費用を弁償します。

4 施行期日

令和2年4月1日